

長野県告示第409号

平成22年3月31日専決処分した平成21年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

平成21年度長野県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税	15,497,000	425,476	15,922,476
5 地方交付税	214,863,487	396,726	215,260,213
6 交通安全対策特別交付金	943,087	△ 44,501	898,586
7 分担金及び負担金	3,995,105	37,201	4,032,306
8 使用料及び手数料	18,299,236	54,203	18,353,439
9 国庫支出金	180,078,381	1,411,587	181,489,968
10 財産収入	2,228,565	△ 110,031	2,118,534
11 寄付金	87,327	10,023	97,350
12 繰入金	17,606,234	△ 2,495,562	15,110,672
14 諸収入	76,596,014	△ 98,593	76,497,421
15 県債	151,610,000	△ 4,787,000	146,823,000
歳入合計	929,977,210	△ 5,200,471	924,776,739

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	55,634,259	390,263	56,024,522
3 民生費	118,960,041	△ 5,418	118,954,623
4 衛生費	33,717,058	△ 1,170,000	32,547,058
7 農林水産業費	50,139,650	△ 1,984	50,137,666
9 土木費	137,369,579	△ 1,277,415	136,092,164
10 警察費	46,613,915	△ 609,721	46,004,194
11 教育費	195,345,171	△ 1,653,494	193,691,677
13 公債費	141,681,565	△ 872,702	140,808,863
歳出合計	929,977,210	△ 5,200,471	924,776,739

平成21年度長野県公債費特別会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	157,759,406	△ 872,702	156,886,704
歳入合計	233,070,302	△ 872,702	232,197,600

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 公債費	233,070,302	△ 872,702	232,197,600
歳出合計	233,070,302	△ 872,702	232,197,600

財政課

長野県告示第410号

平成22年7月2日成立した平成22年度補正予算の要領は、次のとおりです。
平成22年7月8日

長野県知事 村 井 仁

平成22年度長野県一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	99,148,750	9,372	99,158,122
11 寄付金	116,472	83,518	199,990
12 繰入金	35,763,113	2,592,333	38,355,446
13 繰越金	1	60,994	60,995
14 諸収入	95,248,291	6	95,248,297
歳入合計	861,538,410	2,746,223	864,284,633

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	41,753,783	1,751,036	43,504,819
3 民生費	108,632,143	434,917	109,067,060
4 衛生費	19,503,153	99,400	19,602,553
5 労働費	7,121,249	20,644	7,141,893
6 環境費	2,839,697	5,880	2,845,577
8 商工費	91,003,013	13,855	91,016,868
10 警察費	44,177,818	41,916	44,219,734
11 教育費	195,023,453	378,575	195,402,028
歳出合計	861,538,410	2,746,223	864,284,633

財政課

長野県告示第411号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。
平成22年7月8日

長野県知事 村 井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
安曇野赤十字病院	安曇野市豊科5685番地	平成25年6月30日

医療推進課

名称	所在地	撤回日
安曇野赤十字病院	安曇野市豊科5685番地	平成22年6月30日

医療推進課

長野県告示第412号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。
平成22年7月8日

長野県知事 村 井 仁

長野県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成22年7月8日

長野県知事 村 井 仁

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ミモザマンマクリニック	松本市中央3丁目7番8号	平成22年6月1日
クスリのアオキ上田中央薬局	上田市中央2丁目18番26号	平成22年7月1日
上條医院耳鼻咽喉科	塩尻市大門泉町8-17	平成22年6月1日

地域福祉課

長野県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成22年7月8日

長野県知事 村 井 仁

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
小 林 久 雄	上田市上田2123-5	平成22年7月1日
田 中 裕 二	安曇野市豊科2242-7 コーポ南豊科2号	平成22年5月1日
佐 藤 真 澄	安曇野市穂高有明5945-55	平成22年5月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こばやし整骨院	上田市中央五丁目2-11	平成22年7月1日
MAY東洋医学の里 豊科整骨院	安曇野市豊科4475-1	平成22年5月1日

地域福祉課

長野県告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から管理者、開設者が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成22年7月8日

長野県知事 村 井 仁

病院又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
アイン茅野駅前薬局	茅野市ちの3550 諏訪日立ビル1階	小池賢志	吉原政直	平成22年4月1日
長野県立こども病院	安曇野市豊科3100	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	平成22年4月1日
長野県立木曽病院	木曽郡木曽町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	平成22年4月1日
会営いな薬局	伊那市御園1262-1	小池正之	鈴木正文	平成22年4月1日

地域福祉課

長野県告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
波田サン・マウント薬局	松本市波田4417-28	平成22年5月6日
旭医院	伊那市坂下旭町3302	平成22年6月30日

地域福祉課

長野県告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

1 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ねむの木公園薬局	佐久市佐久平駅北27-6 2階B号	平成22年5月21日
高木薬局	安曇野市豊科高家3770-63	平成22年6月15日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	廃止年月日
波田町訪問看護ステーション	東筑摩郡波田町4417	波田町訪問看護ステーション	東筑摩郡波田町4417	平成22年3月30日

地域福祉課

長野県告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年 7月 8日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人平成会	ヘルパーステーション和楽	岡谷市2916番地4	平成22年7月1日

(2) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフサービス オグチ	介護付有料老人ホーム カーサ・デ・ソル諏訪湖	諏訪郡下諏訪町赤砂崎10802	平成22年7月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ハーモニー 福祉会	居宅介護支援事業所レインボー わかつき	長野市吉1823番地2	平成22年7月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人平成会	ヘルパーステーション和楽	岡谷市2916番地4	平成22年7月1日
社会福祉法人信濃の星	指定訪問介護事業所 おたすけ・びあっと	長野市稲葉上千田103番地1	” ”

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフサービス オグチ	介護付有料老人ホーム カーサ・デ・ソル諏訪湖	諏訪郡下諏訪町赤砂崎10802	平成22年7月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第419号

森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第404号）の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成22年 7月 8日

長野県知事 村 井 仁

第2第1号を次のように改める。

(1) 松林健全化推進事業

市町村が森林病虫害等防除法（昭和25年法第53号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する松くい虫の防除を行う事業をいう。

第2第2号中「森林病虫害等駆除者」の次に「（森林病虫害等防除法施行細則（昭和27年長野県規則第96号）第1条の規定による届出をして森林害虫防除員の指導のもとに森林病虫害等の防除を行う者をいう。）」を加える。

第8を次のように改める。

（書類の経由）

第8 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。

森林づくり推進課

長野県告示第420号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 7月 8日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

松本市大字浅間温泉字塔ノ入1133の1、1133の2、1133の6、1133の7、1134の1、1134の3、1136の1、1136の3、1141の1、1141の3、字仙ヶ山1135のイ（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第421号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
松本市安曇3548の410（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第422号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字奈良井字峠13の1、字下峠59の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第423号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字栗ノ沢3872から3874まで、3875の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗の沢3874・3875の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第424号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡大桑村大字長野465の3
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第425号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林の所在場所
千曲市大字倉科字北山1716、1717の2、1717の4、1718の2、1720の6、1720の7、1720の9
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林について、主伐は、択伐による。
字北山1716、1717の4、1718の2(次の図に示す部分に限る。)、1720の7
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

選告示第42号

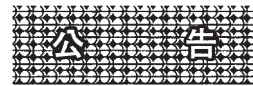
政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、長野県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成22年7月8日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

テレビジョン放送		ラジオ放送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
株式会社テレビ信州	1	信越放送株式会社	1
信越放送株式会社	1		
長野朝日放送株式会社	1		

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みんなの手
- 3 代表者の氏名
熊谷 元守
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市鼎中平1884番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者をはじめとする地域の多くの人たちに対して、移送介助サービス、ホームヘルプサービス、家族支援サービス、子育て支援サービスなどに関する事業を行い、よって地域福祉の向上と住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人山の遊び舎はらぺこ
- 3 代表者の氏名
細田 直哉
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市東春近3660番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に子どもに対して、保育に関する事業を行い、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室